

令和 2 年度卓上走査型電子顕微鏡の機能拡張
に係る入札可能性調査実施要領

令和 2 年 6 月 29 日
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門

原子力規制庁では、令和 2 年度卓上走査型電子顕微鏡の機能拡張の受託者選定に当たって、一般競争入札（最低価格落札方式）に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記 1.事業内容に記載する内容・条件において、的確な業務遂行が可能であり、かつ、当該業務の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

1.1 概要

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が保有する卓上走査型電子顕微鏡（Thermo Fisher Scientific 社製 XL）に増設可能な二次電子検出器及びエネルギー分散型 X 線分析装置（EDS）を調達し、またそれらの増設に関する諸作業を行う。

1.2. 調達の具体的内容

「令和 2 年度卓上走査型電子顕微鏡の機能拡張」調達仕様書による。

1.3. 納入期限

令和 3 年 3 月 31 日

2. 登録内容

- 1) 事業者名
- 2) 連絡先（住所、TEL、FAX、E-mail、担当者名）

※登録例は別紙を参照のこと。

3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。

- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。

4. 提出先

郵送または E-mail にてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

地震・津波研究部門 林 宏樹 宛て

【E-mail】 hiroki_hayashi@nsr.go.jp

(別紙、登録例)
令和 2 年〇月〇日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門

令和 2 年度卓上走査型電子顕微鏡の機能拡張

令和 2 年〇月〇日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録致します。

登録内容

- (1) 事業者名 〇〇
- (2) 連絡先
 - 住所 〇〇
 - TEL 〇〇
 - FAX 〇〇
 - E-mail 〇〇
 - 担当者名〇〇 印

令和 2 年度卓上走査型電子顕微鏡の機能拡張 調達仕様書

1. 調達案件の概要に関する事項

1.1 調達の背景

原子力安全規制に係る課題を解決し技術的知見を蓄積するための安全研究においては、主として活断層分野において必要な解析・分析作業を原子力規制庁にて実施する場合があります、それに必要な機能を備えた機器に係る調達を含む研究環境の整備が必要である。

1.2 調達の目的

原子力規制庁が実施する安全研究に必要な解析・分析作業を実施可能な環境を整備することを目的として、原子力規制庁が保有する卓上走査型電子顕微鏡への検出器の追加を行う。

1.3 期待する効果

原子力規制庁が実施する安全研究に係る解析業務の高度化・効率化に資する。

1.4 業務の概要

原子力規制庁(以下「規制庁」という。)が保有する卓上走査型電子顕微鏡(Thermo Fisher Scientific 社製 XL)に増設可能な二次電子検出器及びエネルギー分散型 X 線分析装置(EDS)を調達し、またそれらの増設に関する諸作業を行う。

2. 作業の実施内容に関する事項

2.1 調達する物品

二次電子検出器	1 式
EDS	1 式

2.2 調達物品に備える性能、機能に関する要件

本調達物品は各項目の技術的要件を満たさなければならない。

(1) 二次電子検出器

Thermo Fisher Scientific 社製卓上走査型電子顕微鏡 XL に増設できること。

(2) EDS

- ① Thermo Fisher Scientific 社製卓上走査型電子顕微鏡 XL に増設できること。
- ② 装置冷却に液体窒素が不要であること。

- ③ 原子番号 5（ホウ素）～95（アメリシウム）の元素が検出可能であること。
- ④ 点分析、マッピング及びラインスキャンが可能であること。
- ⑤ マッピングのドリフト補正が可能であること。
- ⑥ スペクトルの重ね書き及び差スペクトルを表示できること。
- ⑦ 付属品として EDS ソフトの制御・解析が可能な PC 及びディスプレイを納入すること。

2.3 設置、取扱い説明等に関する要件

- (1) 2.4 に示す納入場所への搬入・据付作業を行うこと。
- (2) 規制庁の担当者に納入する設備の取扱い説明を実施すること。
- (3) 規制庁からの技術的な問合せがあった場合、迅速なサポートを実施すること。

2.4 設置条件等

(1) 納入場所

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 技術基盤グループ
地震・津波研究部門
(東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル)

(2) マニュアル・説明書等

装置の日本語マニュアルを紙又は電子媒体で 1 部提出すること。

2.5 納入期限

令和 3 年 3 月 31 日

2.6 保守体制

装置の修理、物品供給その他のアフターサービスについては速やかに対処すること。納入後 1 年間は保証期間とし、その間に通常の使用により故障及び不具合が生じた場合には、無償で速やかに修理、交換を行うこと。

2.7 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足している機器が納入されたことをもって検収とする。

2.8 その他

本仕様書内容に不明点が生じた場合は規制庁担当者との協議の上、その指示に従うこと。

(以上)